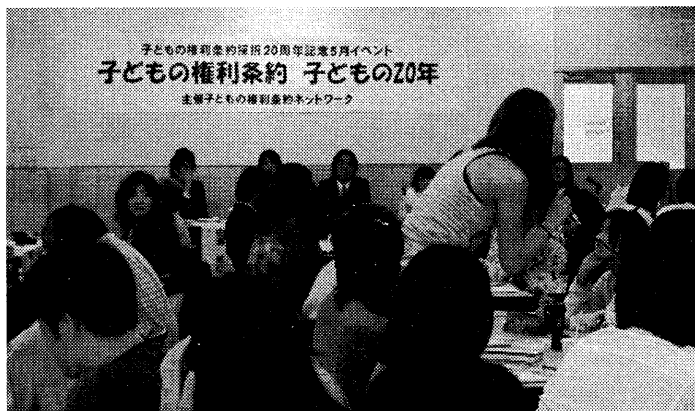


特集 子どもの権利条約採択 20周年記念 5月イベント

《子どもの権利条約 子どもの20年》 若者同士で熱い議論を展開 !?



去る5月17日、早稲田大学戸山キャンパスにおいて、子どもの権利条約採択20周年記念5月イベント「子どもの権利条約と子どもの20年」が開催された。子どもの権利条約と共に誕生した子どもたちも今年で20歳。「果たして条約の理念は子どもや子どもを取り巻くおとなたちの間に浸透したのか?」「条約を子どもとして学び、活動してきた世代がその後、条約の精神に触れたことでどうなったのか」

主に1990年代に、社会に向けて意見表明をしてきた“かつての子どもたち”に、その経験談を話してもらい、今を生きている子どもたち、子どもに関わるおとなたち、そしてかつて

の子どもとともに、この20年を振り返ってもらった。参加者は約100人あまり。

前半は、山浦彬仁さん（NCRCの5月イベント）の軽快な司会の下で、5人のパネラー、①島森亜紗子さん（子ども通信社VOICE）、②高橋亮平さん（千葉県生徒会連盟・生徒人権プロジェクト）、③武田明恵さん（子どもの商業的性的搾取に反対する横浜会議）、④圓谷雪絵さん（川崎市子ども会議サポーター）、⑤苗村みかささん（NCRCの5月イベント）から熱い思いが語られた。後半は、政治教育、子育て支援、子どもの居場所、子ども参加、子どもの情報発信、条約20周年な

NEWSLETTER No.96 CONTENTS

特集 子どもの権利条約採択20周年記念 5月イベント

- 《子どもの権利条約 子どもの20年》若者同士で熱い議論を展開 /1
- 子どもの参加—横浜会議への参加を経験して /3
- 子どもと大人が笑顔でいるために /4
- 子どもと向き合う大人に /5
- ユース・デモクラシーの構築をめざして /5
- 「見えない期待」が可能性を運ぶ、子どもの権利20周年 /7
- 参加した子ども・若者から /8

○アンケートから /9

子どもの権利条約フォーラム in とやま

- 「子どもの権利条約フォーラム in とやま」
開催に向けて /10

TOPICS

- 「こども第一主義条例」の動き ～浜松市～ /11
- 最高裁「体罰逆転」判決下る、厳罰化を後押し /11
- 小金井市「子どもの権利に関する条例」成立 /12

どのグループに分かれて、自由な議論が展開された。

「私は高校生のときの思いをそのまま今に持ち込んで活動している」と語ったのは、市川市で市議会議員をしている高橋亮平さんの弁。「中学3年生から川崎市の活動に加わったが、信頼できるおとなに出会ったことから、いま、逆に子どもから信頼されるおとなとして子どもを支えていこうと活動している」と語ってくれたのは、現在二児の母親として、川崎市子ども会議の子どもたちを支援してきた圓谷雪絵さんの話。80代にもかかわらず名古屋から参加した奥田さんの「意気投合した」との話を聞いていた喜多代表からは、世代を超えて、こうした思いを共感し、共有できることがとても大きな財産であると述べた。江戸川区の中学生が放送部の取材に来ていたが、現役の子どもが少なかったことは残念。

1989年に子どもの権利条約が採択されたのちの10年＝1990年代は、日本の子どもたちが子どもの権利条約を学び、身近な生活の場でその考え方を活かしていった時期であった。しかし、2000年代に入ると、自発的な子どもの参加は停滞期に入る。「めんどくさい」派が台頭し、おとな側の支援がなければ動けない子どもが目立つようになった。今回参加した貴重な10代である東京シュレの子どもたちは、なぜ子どもたちが動けなくなったか、についての理由として、身近なところで「安心して話せる場、機会がなくなった」こと、それに「KY（空気を読めない）にならないように気を使うため」と発言したことが印象深かった。子どもの自発的な意見表明や参加への実践的な課題が多く語られたということができる。

（編集部）

パネラーの紹介



島森亜紗子（しまもりあさこ）

16歳から18歳の2年間子ども通信社「Voice」という、9歳から18歳までの子どもによる子どもが中心となって運営するメディアにて子ども記者として活動。NCRC5月イベント、子どもの権利条約フォーラムin茨城の企画を担当。現在は会社員として1日の短さを痛感しながら過ごしている。



高橋亮平（たかはしりょうへい）

高校時代に生徒会連盟、生徒人権プロジェクト、大学時代にはNPO法人Rightsを設立。当事者として若者参画をめざし、選挙権年齢の引き下げと政治教育の充実を訴える。33歳、市川市議会議員。著書『18歳が政治を変える！』。



武田明恵（たけだあきえ）

2000年からユニセフこどもネットに所属し、子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議の子ども代表を務める。現在は「みくくすストリートアウトリーチサービス東京」の代表を務める。ファイナルアピールに書いてあったことを実現できるようにがんばります。



圓谷雪絵（つぶらゆきえ）

中学3年の時に「子ども達が、住みよい街づくりを考える「川崎市・夢・共和国」に入ったことをきっかけに、川崎市の権利条例を作る「子ども委員会」で活動し、現在は2児の母であり、「川崎市子ども会議」のサポーターとして活動中。また、川崎市の条例を広げる為子ども委員だった仲間を中心に「ボヌール」というグループを発足し代表を務める。



苗村みかさ（なえむらみかさ）

中学2年から高校2年の間10代で企画、運営、参加するフリーマーケット「ティーンズフリマ」を開催。子どもの居場所をつくる活動から2001年のNCRCの5月イベントの企画に参加。現在は小平市障害就労・生活支援センターに勤務。

●コーディネーター



山浦彬仁（やまうらよしひと）

2001年15歳の時に千葉県佐倉市で子どもによる市民の為の情報紙「WAVE桜」の創刊に携わり以後8年間、市民参加に関心を持ちNPOに参加。NCRC5月イベント、子どもの権利条約フォーラムinちばの企画を担当。現在、筑波大学在学中。NPO法人コミュニティアート・ふなばし事務局長。

子どもの参加—横浜会議への参加を経験して

武田 明恵

子どもの権利条約20周年、おめでとうございます。そして、ありがとうございます。そしてこれからもよろしくお願いします。という気持ちをこめて、私が先日お話をさせていただいた私と子どもの権利条約に関するお話を寄せさせていただきますと思います。

私は2000年からユニセフこどもネットに所属し、子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議（横浜会議）の子ども代表をさせていただきました。横浜会議では、今後、私たちを取り巻く環境がよくなるように、ファイナルアピールという文書をみんなで作り、国連文書化されました。おめでたいことです。

現在は「みくすーストリートアウトリーチサービス東京」の代表をしています。性に関する正しい情報だったり、進路のことだったり、その他中高生が今ほしい、いろいろな情報を直接届けられるように、アウトリーチ活動を通して情報、サービス等と中高生の橋渡しをするのが私の仕事です。「政府機関、NGO、コミュニティ組織、子ども・若者団体が知識や資源やスキルを共有することで、わたしたちは手の届く範囲を伸ばし、力を倍増することができます。(byファイナルアピール)」というような感じで。もちろん私が中高生から教えてもらうことの量といたら半端ないですよ。本当に楽しい毎日です。

私が子どもだった、かつてのことはあまり今となっては正確に覚えていませんが、ファイナルアピールの中で、「ひとりひとりの違いも考慮にいれるべきです」という文言があるのですが、それは私が付け加えてくれといいました。会議中の夜中に行われている大人の会議があって、私は参加したくて、入り口でもじもじしていたのですが、日本の若者代表の人が迎え入れてくれました。どうしても、意地でも何か自分が参加したかったんでしょね（笑）

とはいえ、横浜会議って、当時の私にとっては難しいことばかりで。私だけではなくて、本当に子どもがおいていかれた会議だったんです。子ども代表みんな毎日一人か二人は泣いていました（笑）だから、難しいことではなくて、この状況を何とかしたいという気持ちで、この言葉を入れてほしかったんだなって、なんとなく自分の中ではしっくりきています。

先程「夜中の大人の会議」といいましたが、会議には100人以上の参加者がいて、まず英語ができる人とそうでない人に自然と分かれました。それで、英語ができる大人の人が会議を進めました。だから、子どもが置いていかれたんですね。でも、その溝を何とか埋めようと、大人の代表に対して、小学生と、中学生と、高校生の私で、「とにかく話を聞いてくだ

さい。わかるように話してください」といいにいったことを今でも覚えています。

NGOの人たちもたくさんいました。それだけでなく、いろいろな考え方、いろいろな立場の大人が参加していました。その思惑も伝わってきたりして。そこは難しかったです。やっぱり子ども当事者の意見が大事というのはそうなのかもしれないんですけど、「こう言ってほしい」という大人の思いを感じてしまったりして、気を使いました。私を含めた子どもたちがすごく大変なときにも、優先されることは時間や、偉い人のことだったりすると、いらだったり、悲しかったこともありました。

ただ、「子どもの参加ということ」を横浜会議というプロセスを経て、私が私なりに体感し、理解できたということはよかったです。その渦中では、こんなポジティブに考えられませんでしたけど。いい経験をさせていただいたと思っています。あと、今更ですが、「子ども代表」なんていってましたけど、私は何も代表していなかったと思います。だから、もっといろんな人であって、何が必要か、みんなで考えないとめだなあって思って、今のような活動をしています。

私個人としては、あくまで感覚ですけど、「子ども参加」「子ども市民」等と特別感が前面に出ている感じではないのがいいです。でも大事な要素は落とさない。そんな感じの子ども参加を作っていきたいなと思います。

最後に、イベントのときにはいえなかったのですが、今回このような機会を与えてくださったのは、横浜会議がきっかけで出会った赤池さんです。赤池さんとは、一緒に5月イベントをしたこともありでしたね。横浜エイズ文化フォーラムでワークショップをしたい！といったときも、応援してくださって当日も来てくださって。でも、ああしろ、こうしろ、というのではなく、見守ってくださって。やっぱり何かを一人でやるのは不安だったり、間違えたりして、へこたれたりして。でも、みんなでああだこうだいいながら作って、「できたなあ、またやりたいなあ」、という、そういう感じがとても私を勇気付けてくれた気がします。私もそういう大人になりたいと今でも思っています。今回のイベントのミーティングも、とても楽しかったです。本当にありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。

子どもと大人が笑顔でいるために

圓谷雪絵

私が、今ここにいるきっかけになったのは、「川崎市・夢・共和国」でした。

「夢・共和国」では、川崎市の子どもたちが、自分たちで、日本のこと・世界のこと、そして自分たちの住む街「川崎」のことを考え、自分たちの出来ることをさがし、活動していました。

中学3年の時、部活を辞めて放課後や土日に時間があいたので、何かやりたいと思っていた時、学校で「夢・共和国」のチラシが配られて、ここで活動してみよう！と思いました。

「夢・共和国」に入り、仲間ができるまでは正直少しつまらなかったけど、徐々に仲間も増えて大人とも仲良くなって、毎回参加するのが楽しみになりました。

川崎市は、細長い街で私は、その1番南側にすんでいます。工場や倉庫がたくさんあり、繁華街や歓楽街まであります。一方、川崎の北側は、山や畑があり、比較的静かな住宅街です。

こんなに地域の差があると、子どもたちの思うことや悩みにも、違いがあります。

特に、学校生活の違いには当時の私はとても驚きました。

地域によって違ういろいろな思いを、仲間でシェアして、その問題を解決出来ないか考えているうちに、どんどん仲良くなれました。

「夢・共和国」で出会った仲間や大人に誘われて、「川崎市子どもの権利に関する条例」をつくる「子ども委員会」に入りました。

そこでの活動は、権利について学ぶことから始まり、いろいろな立場の人から意見交流をしたり、大人の会議に参加したり、高校1年生の私がなんだか、偉い人になったような活動でした。

外国人市民（子ども）や障害児学校の子どもたちとの交流では、いろいろな思いをすることが出来て、「権利」って私たちの生活に密着しているものだと感じました。

そんな、生活に密着している「権利」のことを、子どもも大人も、自分自身に「権利」があること知らない人がたくさんいます。当時も今もそれは同じだと思います。

また、子どもに権利をあたえるとわがままになるという意見もあります。

もし、子どもが権利主張をしたら、それは子どものわがままになるのでしょうか？

子ども同士の主張がぶつかったとき、個々の権利を尊重すればいいだけです。子ども自身に他の人の権利を尊重できる力を身につけられるよう、私たち大人が、しっかりと権利をしり、子どもたちに教えていかななくてはなりません。

今、川崎市の子ども会議でサポーターとして活動しているときに注意していることがあります。それは、なるべく子どもたちの近くにいることです。子どもたちの話を聞くことはもちろん、声にならない声を引き出したり、ただ隣にいたりするだけでも、子どもたちの表情がよくわかると思っている

からです。

子どもが、幸せでいるために、大人が子どもに何かをしてあげたり、物を与えたりするのではなく、まず大人が幸せでさらに笑顔でいることが、子どもにとって幸せになる大切な第一歩だと思います。

私自身も、小学1年生と2歳半の娘がいますが、涙や疲れた顔も、もちろん全て隠さずに見せますが、なるべく一緒に笑って、なるべく私の笑顔を見せるようにしています。

しかし、無理矢理でも笑顔でいる必要はないと思います。大人にも、辛いとき、悲しい時・忙しい時・泣きたい時……いろいろありますよね。

そんなときもわたしは、なるべく子どもに話をするようにしています。

特に忙しいときは、子どもとの時間が思うようにとれないので、どうして忙しいのか、説明します。すると子どももそれが終わるまで、ちゃんと待っていてくれます。

大人・親だからではなく、人間対人間として、同じ権利の主体として向き合うと、子どもも私を、母としてだけではなく、人間として見てくれていると思います。母ちゃんだって、疲れるし、泣いちゃうときもあるんだなあって。どちらが親かわからないくらい、2人の娘になんども慰められました。子どもたちのパワーってすごいですよね！！

私は、活動を初めて10年、今は子育てであまり活動もできませんが、子どもと大人が幸せでそして笑顔でいられるために、私の出来ることをすこしずつ活動し続けたいと思います。

分科会では、「子育て」を担当させていただきました。

子育て最中の方や、子育ての先輩が参加されるかと思いましたが、学生が多くとても驚きました。

私自身は子育てをしているという実感は、あまりありません。子ども自身の育つちから・スピードについていけず、成長をただ見ていた感じです。

子育て経験者からは、理想と現実がなかなか合わないことや、ささいなことで深く悩んでしまう子育て時期の若いママたちのネットワークについてなど、私も普段感じていたことを、いろいろな人も同じことを思っていたので、なんだかとても安心しました。

子育てのプロなんていないんだし、ママもパパも子どもと一緒に、悩んで泣いて、喜んで笑って……そんなふうでできたらいいなあ。

子どもと向き合う大人に

苗村 みかさ

権利という言葉を聴くと、すごく遠い世界のように感じる人も多いのではないかと思います。でも実はすごく身近なことなのでは、と私が思うようになったのは中学生の頃でした。10代で企画、運営、参加するフリーマーケット「ティーンズフリマ」を主催していた時、その会議の場所として地域センターを借りようという話になりました。私と友人とで借りに行ったのですが、係のおじさんに「未成年は借りられない」と言われたのがきっかけでした。結果として私の母が地域センターのおじさんと知り合いだった関係で借りることはできたのですが、なんとなくシコリが残りました。

その後東京ネットという団体でこどもの権利に関する活動に参加していく中で、NCRCに出会いました。

活動の中で思ったのは、「権利」という言葉を使うと何となく難しくて遠いことのように聞こえるけれど、ようするに大人との間に感じるふとした疑問やわだかまりもそのなかに含まれているのではないか、ということでした。例えば「もうこどもじゃないんだから」と言っておきながら「こどものくせに口答えするんじゃない」と言われたり。私たちはそんなよくあるシーンを集めて、寸劇をしたりワークショップで発表したりしました。

私は現在、小平市就労・生活支援センターというところで障害のある人たちの就職のお手伝いをしています。

少し前までは知的障害のある子どもたちの余暇活動、学童のようなところで働いていました。子どもたちと接する時、私はもう子どもではない自分に気づきます。けれど子供だった時に大人に対して思った疑問やわだかまりを忘れてはいま

せんし、また忘れたくないと思います。といってもそんなに難しいことではありません。大事なことは、相手の話を最後まで聞き、真っ向から向かい合おうとすることです。幸運なことに、子どものころの私の周りには「子どもの話」を最後まで聞いてくれる大人が少なからずいました。上手く伝えられなくて、そのうち自分でも何を言っているのか分からなくなってしまうような私の話を、それでもとにかく最後まで聞いてくれた。そのことがすごくうれしかったです。だから、相手が子どもだろうと障害のある人であろうと、最後まで話を聞ける大人でありたいと思っています。

十年前の私たちの活動は、上に書いたように「何かを成す」あるいは「何かを残す」というような性質のものではありませんでした。少なくとも、私にはそのような意識はありませんでした。ただ友達がいて、ふとした時に感じたわだかまりを発表する場があり、それをサポートしてくれる大人が周りにいたので参加していた、というのが正直なところでした。しかし、そんなスタートラインだったからこそ、私は活動を通して権利についていろいろなことを考えるようになりました。それは単に知識を得るということよりも、遥かに多くの知見を私に与えてくれました。

今の私の仕事は、子どもと向き合うような類のものではありませんが、障害のある人たちと関わっていく中でも「権利」という言葉にぶつかることがよくあります。「権利」というものを考える時、その考え方について、この活動が私に残した影響は大きいと感じます。

ユース・デモクラシーの構築をめざして

高橋 亮平

1. 10年ぶりにNCRC5月イベントに参加

子どもの権利条約採択20周年という節目に、“子ども参加”してきた当時の子どもたちをパネリストに、子ども参加の意味と成果を検証するという試みに、二つ返事で引き受けた。10数年前高校生だった私たちは、千葉県で生徒会連盟をつくり生徒自治の充実をめざした。その後、生徒人権プロジェクト実行委員会を結成し、当時批准されたばかりの子どもの権利条約を背景に、生徒人権宣言を行うとともに、生徒の人権にとって弊害となる環境の改善を求めて、学校だけでなく、教育委員会や首長、文部省、政党などに公開質問状を送り回答を求めた。

大学時代には仲間とNPO法人Rightsを設立し、選挙権年齢の引き下げと政治教育の充実によって若者の政治参加の促

進をめざした。当時は誰もが現実味のないと思った選挙権年齢の引き下げだが、2010年には18歳成人・選挙権の実現が具体化するまでになった。被選挙権を獲得し、直後の26歳で市議会議員に当選した議会の中でも活動しているが、年齢を重ね立場は変わっても、「自分たちのことは自分たちで決める」というスタンスは、当時から変わらない。

子どもの権利条約の採択から20年が過ぎ、子どもの参加の必要性については少しずつ認識されてきているように思うが、一方で、こうした子ども参加が形式的に留まり、主体的な参画にはつながっていないようにも思う。こうした中、今回のイベントは、当時自分たちはなぜ主体的に参加しようかと思ったのか、現状にどういう課題があり、どう改善していくべきなのか、当時の当事者として今考えることを伝える機会になった。

2. 子ども若者参画を取り巻く環境の変化。

国民投票法（日本国憲法の改正手続きに関する法律）の成立によって、この法律の付則3条に法制上の措置として「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」となっており、法制審議会の民法成年年齢部会の最終報告書の原案でも「特段の弊害がない限り、民法の成人年齢も18歳に引き下げることが適当だ」と明記されるなど、18歳選挙権はもちろん、18歳成人についても来年の通常国会に提案される可能性が高くなった。

成人年齢や選挙権年齢の引き下げは、単に年齢が変わるということに留まらず、若者の参画の仕組みや参画するのに必要な政治教育の充実が求められることにつながるほか、この国の民主主義の質を向上させるための大きなきっかけになるのではないかと期待している。

欧米においても、かつては日本同様に子ども・若者政策といえば青少年健全育成や国際交流といった類のものだった。しかし、この20年でこうした若者政策は、若者の雇用や生活環境などの政策へと変わり、さらに若者を参画させる仕組みへと変化してきた。例えば、スウェーデンにはLSU（全国青少年協議会）という組織があり、青少年政策に関する調査研究を行い、若者世代の利益団体としてロビー活動を行っており、このLSUと政府の青少年政策を担当する青年大臣が連携して政策を実践しているという。一昨年、研究員を務める民間シンクタンクで英国視察に行った際には、パリッシュ（準自治体）で行っている、ユース・カウンシル（青年議会）の実践も視察してきた。ここでは、青年たちが自ら自分たち青年世代の政策を考え実践する取り組みが行われていた。青少年の非行対策として古いPUBを買い取りビリヤードや卓球台、ゲーム機などを置き、ジュースを販売する子どもの若者の居場所づくりの実践を見てきた。この街ではこうした取り組みは青年の非行防止に役立っているとのことだった。

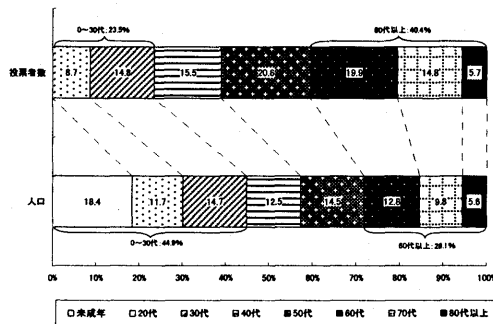
こうした例は、一例にしか過ぎないが、日本においても、こうした欧米の先進事例を見習いながら、子ども・若者政策、とくに子ども若者の参画について転換していく必要性を強く感じる。

3. シルバー・デモクラシーの現状

2007年の参議院選挙の投票結果を見ると、人口割合では0歳から30歳代までの子どもと若者が44.9%を占めているのに対して、投票者数の割合を見ると、0歳から30歳代までの子ども・若者は全体の23.5%しか占めない。高齢社会と言われる状況は、こうした政治判断の中にも大きな影響を及ぼしており、人口割合以上に大きくなる高齢者の投票者数割合は、そのまま高齢者の声が過剰に反映されるシルバー・デモクラシー（高齢者民主主義）を構築していると言える。

こうしたシルバー・デモクラシーの状況は、今後、少子高齢化に拍車がかかると共に、さらに悪化していくことになる。この状況を改善していくためには、子ども・若者によるユース・デモクラシー（若者民主主義）の構築が必要不可欠である。

図1：人口割合と投票者数割合



(出所) 総務省「目で見える投票率」「人口推計」より筆者作成 (2007)

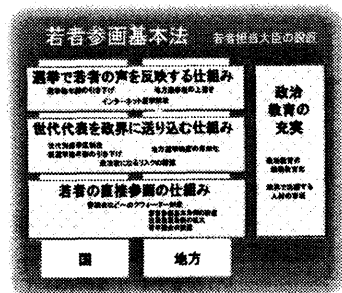
4. ユース・デモクラシー構築のために

ユース・デモクラシーとは、若者世代の声ばかりを政治に反映させることではない。世代間の公平を保ち、持続可能な民主社会への転換をめざして、現状ではほとんど反映されていない若者の声を、社会的意思決定過程に反映する仕組みづくりを指している。

現在、同世代のシンクタンク研究員や官僚、コンサル、議員などと世代間格差の問題などの世代課題を解消するための政策を「ワカモノ・マニフェスト」としてまとめ、出版する準備を行っている。この中からとくに、ユース・デモクラシーを構築するための政策として、考えていることを紹介したい。

まず全体を包括する若者参画基本法の制定と、若者政策担当大臣を設置することを提案したい。その上で、ユース・デモクラシーを構築するための仕組みとして、選挙で若者の声を政策に反映する仕組み、世代代表を政界に送る仕組み、若者を直接参画させる仕組みと3つ掲げ、その基盤整備として政治教育の充実が必要だと考える。

図2：若者参画基本法の全体像



具体的には、選挙権・被選挙権年齢の引き下げ、世代別選挙区の導入、インターネット選挙の解禁など選挙制度の改正と、若者参画基本条例や若者クォーター制の導入など直接参画の仕組みの構築、自治体も含めた政治教育の義務化と、政界で活躍する人材の育成など政治教育の基盤整備を提案したい。

人口が増加し経済が成長していく中では、拡大するパイを分配することで全ての世代が便益を享受できた。しかし、人口が減少し経済の成長率が低下する中では、限られたパイをなるべく公平かつ持続可能な形で配分するための「知恵」が求められる。こうした中で未来を長く生きる子ども・若者は、未来の選択により大きな責任を持つことが必要である。各世代が意見を出し合い、持続可能な社会システムの構築をめざすことは、今を生きる者の責任であり、今後急速に高齢化が進展することを考慮すると、そのための時間的猶予はあまり残されていない。

人口減少・低成長経済への移行によって、日本の民主主義が問われているとも言える。各世代の声を反映し、世代間調整を行うことが必要であり、そのためには、若い世代がしっかりと声を出し、その声を受け止められるユース・デモクラシーを構築していかなければならない。

今回のイベントでは、こうしたことを提案しながら参加者

とディスカッションすることができた。将来社会を考える上で若者の参画は必須であり、こうした議論が大きなきっかけになるのではないかと期待したい。

著書：『18歳が政治を変える！—ユース・デモクラシーとポリティカル・リテラシーの構築—』（現代人文社）

「見えない期待」が可能性を運ぶ、 子どもの権利20周年

山 浦 彬 仁

今年の1月頃だった。山手線に乗っていると携帯電話が鳴った。ディスプレイを見ると懐かしい名前が。嬉しくて動く車内で電話を取った。「今、あなたは何をしているの？子どもの権利条約が採択されて今年20年を迎える今年に振り返らない？」NCRCの赤池事務局長の声だった。ちょうどその日車内で読んでいた新聞には「ケータイ電話、小中学校での生徒持ち込み原則禁止、文部科学省要請」というニュースが書かれていた。

私は15歳の時に千葉県佐倉市で仲間と情報紙「WAVE桜」を創刊して（確か創刊号では喜多明人さんのインタビューを掲載させて頂いた）、以来8年間NPO活動で遊ぶ中で学んできた。活動が続けてきたモチベーションは15歳特有の「ぼんやりとした鬱積」から「情報紙を創刊すれば面白い事が待っているのではないか」という漠然としたドキドキ感であった。期待は裏切らなかつた。情報紙の取材を通じて、学校では出会う事の出来ない様々な人と、価値観と、出会う事ができた。様々な大人が私を一人の市民として真剣に話をして下さった。千葉県の施策、社会問題、住んでいるまちの事などを議論して一緒に解決に向けてプロジェクトを動かす事が楽しくて仕方がなかった。時に叱られ、時には不義理を重ね、失敗を繰り返した。活動する中で、いわば「まちで遊びリテラシー」のようなものを身につける術を身につけたと同時に、活動続ける事は「どうすれば社会は面白くなるのか、自分は何がで、何を目指していきっていくのか」という自問自答し続けるような事でもあった。

私が活動が続けてきた過程には様々な場面で「若者への見えない期待」を受ける事であった。「学生さんが会議に来てくれたからフレッシュな企画を提案してくれるに違いない」「若者が参加してくれるのだから、このイベントは必ず成功する」。何の実績もない私に「若者」というだけで、なんだかよくわからない期待を大人は常に寄せて下さった。しかし若者への「見えない期待」とは裏腹に、いつしか社会全体には「見えない不安」が覆っている。見えない隣人への不安、見えないマイノリティへの不安、見えない未来…。その不安は「大人と関係」にも大きく覆った。教育は「見えない期待」を育むシステムから期待を剥奪し、いつしか「見えない不安」を取り除く潔癖のシステムとなっていく。

私は社会の多様性と出会う事で成長してきた。いや私だけ

でなく権利条約の普及から子ども市民として、行政で、地域で、様々なNPOで「子どもからの意見表明」を続けたかつての子ども達は皆、自分と周囲の「見えない期待」に突き動かされてきたのではないか。そこで今回は子どもの権利条約20年を迎えるイベントにはそれぞれの分野で活動してきた5人をパネリストに招いて振り返って頂きながら、政治参加、居場所づくり、子育て環境、情報発信、ロビー活動、など様々な分野における子ども・若者の参画を推進できるイベントとして企画した。

今回のシンポジウムの中でパネリストの話で皆共通していた事は「幸運にも出会えた、出来た」という事である。シンポジウムの中で5人が皆共通していたのは、自分の何かやりたいという気持ちにぴったり合うような活動、アクションを共に起こす仲間と一緒に出会えたと言うことだ。そして幸運にも子どもの権利条約ネットワークをはじめとした「子どもの意見表明」「子どもの参画」を支援する大人と出会えたという事だ。「子どもだけ」の活動から、大人と出会う事で活動は社会とつながり、予期せぬ方向へ活動が広がり、現在は子ども時代の活動の延長上に今、大人として社会の中で生きている。こうした偶発的な出会い「セレンティピティ」こそが、大人が寄せる子どもへの「見えない期待」であり、子どもの可能性である。

20周年記念イベントを振り返ると日本国内における「子どもの権利条約」を巡るトピックの多くは子どもと大人、子ども同士の「信用できる／できない」の問題であると言うことだ。今回のシンポジウムで「子どもの居場所」や「子どもの情報発信」をテーマにした話し合いの中で「子どもが安心して何でも話せる場所がどこにもない」「子どもが感じている事を感じているままに伝える情報がない」という報告があった。それは20年前から今も何ら本質的に変わっていない「子どもと大人の関係」の問題である。パネリスト達の活動の原点には少なからずとも、「子どもと大人の信用できる／できない関係」があった。子どもの権利条約を考え続けると言うこと常に子どもと大人の間を考えたという事だ。目に見えないが関係は日常の「言葉」として人と人の間で交わされる。「見えない不安」を払拭するのは「言葉」の力だ。条約とはまさに「言葉」で書かれているものなのだ。近い親しい人の間だけで「言葉」が交わされるのではなく、多様な人と多様な出会いの中で子どもと大人が、人と人が「言葉」を交わせる社会であってほしい。

子どもの権利条約の「言葉」が益々広がるように、そしてこれからの子どもへ向けて「見えない期待」を含めて子どもの権利条約ネットワークへの御願いをしたいと思う。

1つ目は、「子どもの権利条約の普及を益々強化して欲しい」という事だ。近年子どもの貧困などのトピックが注目されるが、子どもの権利条約が法的根拠として掲げられる事が少ない。また子ども国会、模擬選挙という仕組みは出来てはきたが、子どもの声が行政施策をはじめ社会に反映されるシステムとしては不十分である。「活用される子どもの権利条約」に向けて一層の普及活動に努めて欲しい。

2つ目は「子どもの日常を可視化する」イベントをドンドンして欲しいと言うことだ。すなわちこれまで子どもの日に合わせて開催していた「5月イベント」のように、子どもによるイベントの企画・運営、そのコーディネートは今後も継続して取り組んで欲しい。特に最近NPO活動の現場で感じるのは「もてあましている」中学生や高校生がたくさん居ることだ。社会の中で何かしたいが、その方法が見あたらない、

何処に行ってもいいかわからないという子どもは多い。彼らの受け皿となるようなイベントを継続的に展開して欲しいし、全国のNPO(子ども系NPO以外にも)に呼びかけて欲しい。

3つ目は、これからも全国各地で子どもの権利条約フォーラムを全国で継続的に開催させて欲しいという事だ。フォーラムは子どもだった私にとっては全国の仲間と情報交換ができる宝のようなイベントであった。子どもと大人が社会について真剣に議論できるステージとして、これからもぜひフォーラムを開催し続けて頂きたい。

…など3つも御願いをしたが、私を育ててくれた赤池事務局長、林大介さんはじめ、たくさんの学びを頂いた大恩あるNCCRCの活動にはこれからも微力ながら協力させて頂くと同時にアートNPOという自分のフィールドの中で実践を続けていきたいと思います！！

最後になりましたが、パネリストの皆様、そして閉会までご協力下さったNCCRC運営委員の皆様、そして貴重な時間を共に過ごして下さった来場者の皆様に感謝を申し上げます。



後半では6つのテーマ別分科会が行われた



参加した子ども・若者から

「権利は日常のもの。」この圓谷さんのことばが、今回の「子どもの権利条約 子ども20年」の中で、一番、私の印象に残ったことばです。子どもの権利条約が採択されてから20年、「生徒人権プロジェクト」、「子ども会議」などさまざまな子ども参加の取り組みが行われてきました。しかし、子どもの権利の考えが社会に浸透したと言い切れるでしょうか。私自身、大学に入って喜多さんに学ぶまで、子どもの権利条約を学ばずに過ごしてきました。学ばなかったというよりも学ぶ機会がなかったと言うほうが正しいと思います。実際、フィールドワークでお世話になった学校を中心とした地域コミュニティ団体でも、民生委員の方は子どもの権利条約についてご存知だったのに対して、そうでない方は私が説明するまで知らなかったとおっしゃっていて、やはりまだすべての人に子どもの権利条約を学ぶ機会が保障されている訳ではないんだなと実感しました。

子どもの権利条約が採択され始まった子ども支援という「点」の活動は、この20年のさまざまな人の努力により「線」となり、行政をも巻き込んだ「面」の活動に発展したのだなと、今回のシンポジウムを通して感じました。これからは、いままでの活動を振り返りつつ、子どもはもちろんおとな一人一

人にとって子どもの権利が「日常のもの」になるような取り組みを進めていくことが課題になるのではないかと思います。

(吉川恭平・早稲田大学生)

今回、放送部で作っている海外のストリートチルドレンやトラフィックチルドレンの番組の取材の一環で、このイベントに参加したのですが、このとき初めて『子どもの権利条約』のことを知って、「このような条約があるなんて知らなかった」と思いました。

条約の内容は先生の説明で大体理解できました。パネルディスカッションでのお話を聞いて、「そんなことがあって、広まってないんだ」とか「行動することによって、変えることはできるんだ」とかそういうようなことを思いました。山浦さんのマシュマロの話は、自分にとってはそんな考えをおこさないもので、ただただ驚くばかりでした。

そのほかにも、横浜会議の話や、フリーマーケットの話、川崎市子ども会議の話などを聞いて、自分にとっては驚くことばかりです。

休憩中は、僕の通ってる中学校のある江戸川区で活動をしている方に声をかけられたり、同じテーブルに座っていた方

が権利条約関連で本を書いている方だったなど、いろいろな方といろいろなことがありました。余談ですが、このときにこの原稿執筆の依頼を受けました。といろいろしているうちに、休憩時間も終わり、テーマに分かれて話し合いをするなんというか、討論のようなことをする時間になりました。僕は情報発信のテーブルに参加させてもらいました。このテーブルは人数も少なく、なんというかそこまで勢いのある討論ではありませんでしたが、いろんな意見が出て、ほかの話になったりしたこともありましたが、結果的に、子どもの権利条約と情報発信を結びつけるのは難しいということがわかりました、僕は、どんな小さな単位からでもいいのでこの権利条約をしっかり守っていき、すこしづつ、周りに広めていっていずれは国単位で守っていけるようにしようというような意見を出しました。

このイベントに参加したことで、子どもの権利条約というものに興味を持ちました。

これからすこしづつでもいいので、この条約のことを調べてみたい、周りに広めていこうと思います。(中学生)

 私は川崎市子ども会議に入っている高校3年生の煙石晴加です。今回の「子どもの権利条約・子どもの20年」に参加したきっかけは川崎市子ども会議でお世話になっている、つばやゆきえさんに誘われたと言う事が一番のきっかけです。川崎市には子どもの権利条例が全国に先駆けて作られました。なので、子どもの権利にかかわってきて、早8年になります。私自身子どもの権利があるからこうしようなどと考えた事はあまりなく、ただただ時間だけが過ぎていったといってもいいと思います。ですが、「子ども」と主張できるのも今年までです。そんな事を考えるうちに、子どもの権利のあり方について、考えるようになりました。そして、「子どもの居場所」の大切さに気づきました。私にとって居場所とは何かを考えるうちに、居場所という言葉に正解も間違いも無いと考えました。ですが、「子ども」の立場として、どのような

場所が居心地がよい場を増やしていくために今回の会のなか居場所についてたくさん発言させていただきました。やはり、子どもが安心していられ、大人も安心していられる居場所をつくるには行政の協力も必要だと思います。これからたくさん、子どもの居場所が出来る事を信じています。

(煙石晴加・川崎市子ども会議の高校生)

 フリースクール東京シュールでは、現在、子どもの権利講座をやっています。子どもの権利条約について疑問に思うことや、関連して身の回りに起きたことなどをこの一年間、話し合い、学んできました。二十四年続く東京シュールでも、1年以上の時間をかけて子どもの権利について学ぶ講座は今までなかったそうです。

その中、子どもの権利条約が採択されてから二十周年という大きな節目の年に立ち会うことができ、今回のイベントにも学んでいるメンバーと参加しました。

特にワークショップでは、さまざまな立場の人と話し合うことができたことが、とても新鮮な体験として印象に残っています。僕が参加したのは、子ども参画・参加をテーマとしたワークショップだったのですが、学校に通っている同世代から、学校や大人に対して疑問を感じることもあるという意見が出て、僕も共感しました。そういう学校や大人に対する思いをきっかけに、子どもの権利を知る機会、子どもの権利を自分自身に結びつけて考える機会が増えていったらいいなと思います。

シンポジウムで「子どもの権利＝日常」という発言がありました。この一年子どもの権利を学んできて、僕にとっても身近なものだということを実感しています。毎日の中で起きることを、子どもの権利という立場から考えてみるたびに、いろんなことに気づいて視点が広がっていったと思います。いつか子どもや大人、年齢関係なく、一対一の人間同士として、意見をぶつけ合えるようになればいいなと思います。

(工藤健仁・東京シュール高等部)

＊アンケートから（世代別抜粋）

☆小学校5年生の時に権利条約を知って以来ずっと興味を持ち続けていたのですが、具体的にどう動いたらよいのかわからずにいました。今回このような会に初めて参加させていただき様々なプロセスを経て能動的に活動されていくに至った皆さんのお話が聞けて嬉しかったです。参考にさせていただきたいです。グループディスカッションでは自分の中だけにかかえていたことを聴いていただき、また様々な人々のお話が聞けて大変有意義な楽しい時間を過ごさせていただきました。(10代)

☆色々な考えを持って、社会に対して動いている人はたくさんいるんだなと思いました。権利って、自分も子どもも、一人ひとりが本当に大事な存在なんだということを考えさせられるのだと思いました。(20代)

☆若者の生の声が聞けてうれしかったです。会場からの質疑も良かったです。子どもの活動をしています、自分たちの活動を子どもの視点で評価する上でも、キーワードをたくさん得ることができました。グループワークも面白かつ

たです。多様な方が参加されていましたね。この会の吸引力、ひきつけるパワーを感じました！今回のシンポジウムの情報を身近な高校生などにも伝えると、感激&びっくりしていました。自分たちの年齢でも社会的な活動は十分にできる、そして本当にやってきたちょっと年上の人たちがいることを知ったことで、かなりエンパワーされたようです。(30代)

☆若い方が大勢参加していて驚きました。多くの人がいろいろ考えておられ、未来はずいぶん明るく感じました。(40代)

☆進行のみなさんがうまく意見を引き出して、いろいろな人に「その人らしい意見」を出してもらっているようすに感心しました。「大人」になった「子ども」が「子ども」時代の活動の思いを肯定的に話されていることに感激しました。(50代)

☆20年前の子どもたちが立派な大人に育ち、かつ、子どもの権利だとか、その時の思いを忘れずに今も生きていることに感動しました。これからも一人でも多くの子どもたちに経験させられるような機会を創って下さい。(60代)

「子どもの権利条約フォーラム2009 in とやま」 — 開催に向けて —

実行委員長 明 橋 大 二

(NPO法人子どもの権利支援センターぱれっと理事長／心療内科医)

1993年、日本が子どもの権利条約を批准する前年に始まった子どもの権利条約フォーラムも、今年で第17回を数えることになりました。今年のフォーラムは、11月14日（土）、15日（日）、富山県、富山国際会議場にて行います。

国連採択20周年となる、今年のフォーラムで、私達が、テーマにしていることは、三つあります。一つは、子どもの権利条約につながる人の裾野をもっともっと広げること。私自身、リストカットや家庭内暴力を繰り返す思春期の子どもたちや、ひきこもり、キレる子ども、あるいは虐待やいじめの問題に関わるうちに、最後にたどりついたのが、自己肯定感の問題であり、そして子どもの権利条約でした。現場で子どもと関わる中で学んできたことが、子どもの権利条約にすべて書かれてあったと知った時の驚きと感動は、今も忘れることができません。単に子どもの権利条約に関わっている人、子どもの権利条約ファンの人だけでなく、子どもに関わるすべての人（親も祖父母も学校の先生も、施設関係者も、行政も地域の支援者もNPOも）が、思考や行動の規範とすべきものが、子どもの権利条約だと思います。今回のフォーラムには、今まで子どもの権利条約をあまり知らなかった人も含めて、子どもに関わるすべての人（子ども自身も含めて）が集うものになしたいと、呼びかけをしています。

二つめは、子どもの権利、という考えに抵抗を示す人が少なくない背景には、大人の権利が守られていないことが、大いに関係しています。ひらたく言えば、自分でさえ権利を主張できずに我慢してるのに、子どもだけ権利を主張できるなんておかしいじゃないか、という気持ちです。特に、子育て支援の現場では、まず親が、自分自身を大切にしていんだ、という気持ちを持ててはじめて、子どもの気持ちを大切にできるのだと思います。子ども支援の視点のない子育て支援は、ナンセンスですが、子ども支援に向けるための大人支援、親の自己肯定感を育てていくことは、今の世の中ではとても重要なことではないでしょうか。そこから、今回のフォーラムでは、子育て支援に関する分科会をいくつか設けています。

三つめは、今回は北陸でははじめての開催ですが、北陸、富山というところは、厳しい気候に鍛えられ、実直な県民性で知られる一方、「みゃあらくもん」と言われるような、一風変わった人をも受け入れる度量をもった所です。その中で、富山型デイサービスや14才の挑戦をはじめとして、全国に先駆けた試みがさまざまになされてきました。そのいくつかを

ぜひ、全国の皆さんに紹介したいと思っています。

去年4月に、地元の民間団体などを中心に有志をつのって実行委員会を立ち上げてから1年あまり、この5月には、県内小5から18才までの全児童生徒に、子ども実行委員募集のチラシを配布して、なんと51名の子どもたちが名乗りを上げてくれました。

今後、子ども実行委員会と力を合わせて、11月のフォーラムに向けて、さらに準備をすすめていきたいと思っています。

現在のところ、1日目の基調講演は、森田ゆりさん（エンパワメント・センター主宰）をお願いしています。また2日目の分科会では、カナダ生まれの親学習&支援プログラム、ノーバディズ・パーフェクト（NP）について、NP-Japan代表の原田正文さんを招いて模擬プログラムを交えて講演して頂きます。また、社会的養護についての分科会では、富山県里親会が中心となり、児童養護施設三光塾の側垣一也さんと、社会的養護と子どもの権利保障について話し合います。富山型デイサービスについては、赤ちゃんからお年寄り、障害の有無に関わらず、その人の「ありのまま」を受け入れる実践を、NPO法人にぎやかたの阪井由佳子さんに報告してもらいます。不登校シンポジウムでは、子どもたち自身が、自分の言葉で、不登校を語ります。その他、デートDVについて、遊びによる子ども支援、学校における子どもの権利保障、自治体での子どもの権利条例作り、幼稚園・保育園と子どもの権利、地域（放課後児童クラブ）から見た子どもたちの今、外国籍の子どもについての疑似体験ワーク、親自身によるカフェ形式の子育て支援イベント「子育てほっとカフェ」、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）などのテーマが予定されています。また、同時開催で、県主催の虐待防止シンポジウムも行われます。

1日日夜の交流会では、富山の海の幸山の幸で、皆さんをおもてなししたいと思います。

多くの方のご参加を心からお待ちしております。

子どもの権利条約フォーラム2009 in とやまホームページ
<http://npa-palette.org/ncrc2009/> <http://npa-palette.org/ncrc2009/>

静岡県浜松市「こども第一主義条例」の動き

服部 浩子（親たちのエンパワーメントフォーラム実行委員会）

「親たちのエンパワーメントフォーラム実行委員会」（略／親エンパ）は、2004年8月、子育てや子ども育ちに関係する市民団体・NPOなど約10団体がネットワークし、発足した。勉強会・シンポジウム等を企画・開催し、子どもをめぐる課題を共有し、解決の方向を学んでいる。

2007年4月、鈴木康友さんが「こども第一主義」をマニフェストに掲げ、浜松市長に当選した。早速親エンパでは、2007年12月に浜松の子育て、子育ての現状などをレポートにまとめ、政策について市長と意見交換会を行った。その際、子どもの権利条約に基づく「子ども条例制定」を市へ提言した。その後、2008年11月にレポートを市民からの提言集としてまとめ、行政・市民に配布した。私たちは「子どもの権利」を学びながら、「子どもの権利紙芝居」の作成、街角アンケートの実施、講演会の開催など、市民参加の条例作りに向けての活動を進めてきた。

2008年9月議会で、市長は「（仮称）こども第一主義条例」を2010年4月までに制定を表明したが、その後どのような内容の条例なのか、子どもの権利についてはどうなのかなど具体的なことは一切公開されることがなかった。ようやく5月中旬になって私たち

は担当課から説明を受け、「こども第一主義条例」についての全貌を初めて知ることができた。

私たちは、「こども第一主義条例」という名称であるから、子どもの権利に基づくものであると期待していたが、提示された条例の内容は従来型のいわゆる「健全育成条例」であり、大きく私たちの期待を裏切った条例案となっていた。さらに私たちを混乱させたのは、次世代育成支援（後期）計画の理念条例の位置づけとされているため、「こども第一主義」の言葉からのイメージと条例の内容に大きな隔たりがあることだった。具体的には、子ども自身が自己形成できるように支援することが保障されていない、いじめや不登校に悩む子ども、障がいや疾病を抱えた子ども、外国籍の子ども、ひとり親家庭の子どもなどへの配慮がされていないことなどだ。

早速親エンパでは、「こども第一主義条例」に子どもの権利条約の基本的な理念を盛り込んでもらおうと様々なネットワークを通して情報発信＆ロビーイングを始めた。ぜひ、子どもたちにとってよりよい条例になるよう、全国の皆さんからの応援をいただきたい。

おやエンパ通信2 URL <http://oyaenpa2.hamazo.tv/>

最高裁「体罰逆転」判決下る、厳罰化を後押し

— 子どもの権利条約が活かされなかった司法判断 —

喜多 明人

今年のこどもの日も真近な4月28日、最高裁第三小法廷は、小学2年男子に向けられた教員（臨時講師）の威圧的な行為を「体罰」に当たらないとして、「体罰」を認定した一、二審判決を破棄し、請求を棄却した。判決では、注意を聞かない子どもからけりを入れられて怒った教員が、子どもの胸元をつかんで体を壁に押し当て威圧した行為は、「指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰として…肉体的苦痛を与えるために行われたのではない」とし、「教員が児童に対して…許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではない」と判断した。

原告側からは、子どもが教員の威圧的な対応によって、食欲が低下し、通学できず、2003年2月に病院で心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断されたという。この判決についてまず感じたことは、果たして、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約3条）をふまえた判決なのか、ということである。今年、子どもの権利条約が国連で採択されて20年、日本が批准し国内法として受け入れて15年。その節目の年にふさわしい判決とは思えない。とくに原審で確認されていたように、当該児童と教員とは「両名にそれぞれ面識が

なかったことなどに照らし」、「けんか闘争の際にしばしば見られる不穏当な行為」である「胸元をつかむ」行為をおこなったことは、小学2年の子どもにとっては威圧的な行為であったことはまちがいない、今回の判決は、当該児童の「被った恐怖心は相当なものであったと推認されること」という原審の判断を無視したことが問題である。

子どもの権利条約の第19条には、「締約国は、（両）親…子どもの養育をする他の者による子どもの養育中に、あらゆる形態の身体的または精神的暴力、侵害…を含む不当な取扱いまたは搾取から子どもを保護するためにあらゆる適当な立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとる。」とある。これまでも、体罰に関連して、教員の「言葉の暴力」など子どもの心や尊厳を傷つける威圧的行為全体が子どもの権利条約違反であることが各界から指摘されてきた。今回の判決を読んで、法で禁じられた体罰に当たらない「有形力の行使」＝事実上の体罰を認めてしまったこと、そしてなにより日本の裁判所が司法判断の基準として、批准した国際人権条約とくに子どもの権利条約などを無視していることを残念に思う。日本がせっかく批准した条約を実効あるものにしていくために、最高裁に再考を求めたい。

小金井市「子どもの権利に関する条例」成立

本年3月3日に、東京都小金井市で「子どもの権利に関する条例」が成立しました。条例制定を求めてきた、つくろう！子どもの権利条例の会が発表した市民メッセージを抜粋して紹介します。(編集部)

この条例の前文には、「子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気付きます。」と書かれています。これは、計26名の子どもたちの会議でつくられたものです。

この条例の評価できる点は、次のことが挙げられます。

1番目に、第1条で「おとなと同じように子どもが権利の主体である」と述べて、国連「子どもの権利条約」の理念を小金井市でも広めようとしています。市の政策が、「子どもの最善の利益」に合わせて展開されることが期待されます。

2番目に、この条例が、子どもを含む多くの市民の参加によってつくられたことです。行政にお任せしてしまうのではなく、逆に行政が足りないところを市民が議会を巻き込んで、条例づくりが進められてきました。この経験は、条例の実施にあたってもし引き継がれることが期待されます。

3番目に、小金井市の中で「子ども」について真剣な議論がされたことです。おとなたちは子どもについて語るときに身勝手に「子どもはこうあるべき」と語ってしまいがちです。アンケートや子ども会議、パブリック・コメントなどで積極的に子どもたちの意見を求めて、子どもの実情から議論をしました。

私たちは、条例の成立は「おめでたい」と思いつつも、以下の点を心配して、条例の実施を見守り、検証していきます。

- (1) 第2条1項の「子ども」の範囲が「18歳未満の市民や市とかかわりを持っている人」に限定されて高校3年生の年代に配慮が足りないこと。

- (2) 第3条に「また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し互いの人権を尊重しなければなりません」とあり、第7条以下では「権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行なってはなりません」という文言が繰り返されていて、子どもの権利行使にブレーキにならないかということ。
- (3) 第5条2項で権利学習の主体が「子ども」に限定されそうなこと。
- (4) 「小金井市子どもの権利の日」が削除され、他の箇所にも「子どもの権利条約」についての記載がなく、権利条約とのつながりが弱いこと。
- (5) パブリック・コメントに付された案の第8条にあった「ありのままの自分が受け止められ」という文言が削除されていること。
- (6) 第12条3項に、親等の「体罰」が抜けて「虐待」だけになっていること。昨今、親の体罰から虐待に至る事件が多く起こっています。体罰は虐待のきっかけであるとともに、親等の懲戒権の濫用であることは判例でも明らかです。このような書き方で、児童虐待の予防につながるか、強く危惧します。
- (7) 「子どもの権利に関する推進計画」についての条文がないこと。具体的な政策の実施や検証に結びつかないことを危惧します。
- (8) 第16条で、相談と救済の具体的な内容が記していないこと。私たちは、子どもを対象とするオンブズ機関の新設を求めています。

条例のHP

<http://www.city.koganei.lg.jp/kakuka/kodomokateibu/jidouseisyounenka/info/kkkj/index.html>

子どもの権利条約ネットワーク 2009年度役員の紹介

(敬称略・50音順)

代 表	喜 多 明 人		
副 代 表	荒 牧 重 人		
事 務 局 長	赤 池 悦 子		
事務局次長	安 部 芳 絵	天 野 隆	内 田 塔 子
	菅 源太郎	中 村 たづみ	(会計兼務)
運 営 委 員	唐 木 優 衣	岸 畑 直 美	北 千加枝
	清 水 佳 子	鈴 木 正 昭	田 家 文 衛
	高 木 章 成	竹 内 麻 子	圓 谷 雪 絵
	南 雲 勇 多	長谷部 真 琴	林 大 介
	平 野 裕 二	山 田 奈津帆	好 光 紀
監 査	黒 岩 哲 彦	戸 田 真理子	

「子どもの権利条約」No.96

2009年6月15日発行

★発 行 (季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜 多 明 人

★編集人 岸 畑 直 美

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印 刷 (株)第一プリント